

住宅政策本部へ寄せられた都民の声(令和3年7月)

(単位:件)

| 提言 | 意見 | 苦情 | 要望 | 問合せ | 相談 | その他 | 合計 |
|----|----|----|----|-----|----|-----|----|
| 0 | 16 | 29 | 5 | 8 | 0 | 0 | 58 |

※上記区分の定義

- 提言:** 政策の未実施や不十分さ等について、新たな政策の実施や既存の政策の改善策を提示し、その実施を求めるもの。
- 意見:** 政策や職員の行為についての激励・感謝、評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。
- 苦情:** 施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満等を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。
- 要望:** 施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。
- 相談:** 困りごとについて判断や指針の助言、またはそのために必要な情報や対話を求めるもの。
- 問合せ:** 施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

寄せられた都民の声と対応

- ▶(都民の声)宅地建物取引士の資格登録について
 実務経験が2年以上という要件で宅建士の登録をしようとする場合、この実務経験には不動産仲介会社でのアルバイトは含まれますでしょうか。業務内容としては、お客様の内見案内、資料請求の対応、電話・メールでの問い合わせ対応などです。
- ▶(対応)
 この度は、宅地建物取引士資格登録申請に係るご質問をいただきありがとうございます。
 東京都では、実務経験が2年以上ある方の必須書類として、次の2点を提出いただいています。
- ①実務経験証明書
 - ②従業者名簿のコピー
- (※なお、上記以外に、必要に応じて追加書類を求める場合もございます。)
- 実務経験として認定するには、実務経験先である宅建業者に備え付けてある『従業者名簿』に記載されていることが必要であり、他の仕事を兼務している期間や昼間部の学生である期間は認められません。
- アルバイトであっても、実務経験期間として算入できることはありますが、従事していた業務が、免許を受けた宅建業者の従事者としての顧客への説明、物件の調査等、具体の取引に関する業務である場合に限られます。
- 宅建業の取引実績がない場合や主たる業務が宅建業でない場合(賃貸管理など)は、実務経験としては認められません。受付や総務、経理等の一般管理業務、このほか単に補助的な事務は実務経験とはみなされません。
- 宅建士資格登録申請は、上記内容をご確認の上、行っていただきますよう、お願い申し上げます。